

宮城県保健・医療・福祉復興推進計画

作成主体の名称：宮城県

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震は、マグニチュード9.0という我が国観測史上最大規模の地震であり、震度7にも達する激しい揺れとその後続いた大津波により、多くの尊い命が失われるとともに、家屋や道路、橋梁が多数損壊した上、電気、ガス、水道、交通等のライフラインをはじめ教育、医療、福祉など県民生活全般にわたり甚大な被害が発生した。

とりわけ、想像を絶する極めて大規模な津波によって県土の4.5%に当たる327平方キロメートルが浸水し、県内沿岸部の市町に壊滅的な被害を与え、これら地震・津波により本県の死者・行方不明者は1万人を超え、全半壊等の住家被害は20万棟以上に上り、ピーク時には避難者数が32万人にも達するなど、被災3県の中でも最も甚大な被害がもたらされたところである。

保健医療福祉分野においても、社会福祉施設や医療関係機関等を中心に壊滅的な被害を受け、甚大な人的・物的被害が確認された。震災から1年を迎え、被災地では仮設医療機関の設置や各医療機関の復旧が進んでいるものの、被災医療機関の一部は再建が困難又は再建までに相当の時間が掛かるものと見込まれている。また一部の医療機関では患者数が増加したまま、未だに定員超過の入院患者を受け入れざるを得ない状況となっている。

県内の医療機関を取り巻く状況は住民の避難や転居に伴う患者数の増減や医療従事者の流出など、厳しくかつ今後とも流動的であるが、医療提供体制が震災前の水準に回復されるまでの間は、県民に必要な医療を確保するため、県内全域のすべての医療機関において患者受入等が引き続き必要とされている。

また、薬局及び一般用医薬品を販売する店舗販売業の店舗（以下「薬局等」という。）においても沿岸部の市町を中心に甚大な被害を受けたところである。現在も沿岸部では営業を再開できない薬局等が多く、居住している付近の薬局等の復旧が不十分な状況におかれるなど、不便を余儀なくされている被災者も多く見受けられることから、特区制度を活用した早期の沿岸部や仮設住宅団地等への薬局等の開設を促進させていくことが肝要である。

さらに、高齢者福祉施設も甚大な被害を受け、各事業者においては、国や県の交付金等を活用しながら再建に向けて作業を進めているところであるが、介護関連施設は被災地を中心に定員超過による運営が続いており、早期に整備することで介護環境の改善を図ることが急務である。この度の特例により、医師の配置基準を緩和することで事業者の負担を軽減し、もって介護施設の再建に資するほか、訪問リハビリ事業所を病院、診療所以外での開設も可能となることで、事業者の参入意欲を向上させるものと考えている。

このほか、医療機器の製造販売業及び製造業を行おうとする者については、一定の資格を有する責任者を置くことが必要とされているが、現行の基準のままでは、新規参入が厳しいとされているところである。このことから、今回の申請が認められることで、必要な責任者の資格要件が緩和されることとなり、県内はもとより、他県からの事業者による参入が容易になるほか、新新規企業の誘致が見込めるものことから、復興に資するものと考えている。

以上のように本県における保健・医療・福祉の機能を再構築し、復旧・復興に向けて各種施策を展開していく上で、特例を活用した事業は必須であることから今回の申請を行おうとするものである。

【医療復興推進事業】

1	復興推進計画の区域	P
		1
2	復興推進計画の目標	P
		2
3	目標を達成するために推進しようとする取組の内容	P
		2
4	目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項	P
		2
5	復興推進事業ごとの特別の措置の内容	P
		2
6	その他復興推進事業の実施等による復興の円滑かつ迅速な推進に関し必要な事項	P
		3
7	復興推進計画の期間	P
		5
8	関係地方公共団体及び実施主体の意見聴取	P
		5
9	参考資料（東日本大震災による医療機関への影響等）	P
		5

【薬局等整備事業】

1	復興推進計画の区域	P
		8
2	復興推進計画の目標	P
		8
3	目標を達成するために推進しようとする取組の内容	P
		8
4	目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項	P
		8
5	特別措置が講ぜられる法令等の名称及び条項	P
		9
6	復興推進計画の期間	P
		9
7	関係地方公共団体及び実施主体の意見聴取	P
		9
8	参考資料（宮城県内薬局及び店舗販売業の復旧等状況）	P
		10

【医療機器製造販売業等促進事業】

1	復興推進計画の区域	P
		12
2	復興推進計画の目標	P
		12
3	目標を達成するために推進しようとする取組の内容	P
		12
4	目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項	P
		12
5	復興推進事業ごとの特別の措置の内容	P
		P

6	復興推進計画の期間	12
		P
		13
	【高齢者福祉復興推進事業】	
1	復興推進計画の区域	P
		15
2	復興推進計画の目標	P
		15
3	目標を達成するために推進しようとする取組の内容	P
		15
4	目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項	P
		15
5	特例措置が講ぜられる法令等の名称及び条項	P
		16
6	当該復興推進計画の実施が当該復興推進計画の推進区域における復興の円滑かつ迅速な推進と再生に寄与するものである旨の説明	P
		17
7	復興推進計画の期間	P
		17
8	関係地方公共団体及び実施主体の意見聴取	P
		17
9	その他	P
		17

【医療復興推進事業】

1 復興推進計画の区域

宮城県全域

【全域を区域とする理由】

(1) 震災直後において、沿岸部では、津波被害を受けた医療機関が診療機能を失ったため、津波被害を免れた医療機関に患者が集中するとともに、被害を免れた医療機関でも受け入れきれない患者は、内陸部の医療機関が受け入れを行った。その後は、避難所や仮設住宅が内陸部に置かれたことなどから、内陸部への患者の移動がみられた。これらのため、震災後に患者数が増加した病院は、沿岸部、内陸部を問わず県内全域に広く分布している。

○ 震災以降患者数が増加した病院数

区分・医療圏	仙南	仙台	大崎	栗原	登米	石巻	気仙沼	計
患者増加病院数	5	30	6	2	4	5	3	55 37.9%
うち外来増加	2	16	4	2	3	4	3	34
うち入院増加	5	25	5	1	3	5	1	45

平成24年2月県調査：145病院アンケート，回答数103病院

[参考] 震災の影響による患者の動向：県が調査を行った透析医療機関の事例

津波被害を受けた石巻，気仙沼医療圏では他の医療圏への患者の転出が，仙台医療圏では他の医療圏等からの受け入れとともに，医療圏内で沿岸から内陸（仙台市内等）への患者の転出が見られる。

○ 透析施設調査：震災後新たな透析患者を受け入れた施設数等

区分・医療圏	仙南	仙台	大崎	栗原	登米	石巻	気仙沼	計
新たな患者を受け入れた施設数	3	27	4	1	2	3	1	41
新たに受け入れた患者数	4	422	67	3	23	5	14	538
震災前後の透析患者数の増減	3	198	56	3	10	▲49	▲96	—

平成23年4月県調査：55施設（病院・診療所）アンケート，回答数51施設

※震災前後の患者数の増減は未回答施設の患者数，他県からの受入等があり合計は0にならない。

(2) 復興特別区域における特別の措置について，県内の病院にアンケートを行った結果，特別の措置を希望するのは50病院（34.5%）で，県内全域に分布している。

○ 特別の措置を希望する病院数

区分・医療圏	仙南	仙台	大崎	栗原	登米	石巻	気仙沼	計
特別の措置を希望する病院数	6	20	7	3	4	5	5	50 34.5%
うち規則第19条第3項	3	17	4	3	2	5	3	37 25.5%
うち規則附則第50条	5	5	4	2	4	4	5	29 20.0%

平成24年2月県調査：145病院アンケート，回答数103病院

2 復興推進計画の目標

安心できる地域医療を確保するため、医療機関相互の役割分担と病診連携等により地域医療の連携体制を充実させ、県内における医療提供体制を震災前の水準に回復させることとし、医師・看護師等の医療従事者の充足状況についても、震災前の水準を超えることを目標とする。

※ 医師数の適合率（医療法第25条第1項の規定に基づく病院への立入検査において、医師数が標準数を超えることが確認された病院の割合）

平成20年度 81.5%

平成21年度 87.8%

平成22年度 90.5% 平均 86.6%

3 目標を達成するために推進しようとする取組の内容

県内における医療提供体制を震災前の水準に回復させるとともに、回復までの間においても、県民が必要な医療を受けられる体制を整える

4 目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項

(1) 事業名 地域医療確保事業

(2) 事業実施主体 宮城県

【想定される事業対象者】 当該復興推進計画区域内の病院のうち、東日本大震災の影響により配置すべき医療従事者の員数が不足してしまう病院

(3) 内 容 周辺医療機関と連携するなど、適切な医療を提供するための要件を満たすことを条件に、入院患者への医療の提供を担う病院の設置基準のうち、医療従事者の配置標準を一部緩和し、各病院が患者の受入を積極的に行える体制を整える。

5 復興推進事業ごとの特別の措置の内容

(1) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第19条第3項（平成24年4月1日改正省令施行後は第5項。以下同じ。）の特例

病院の人員配置標準の算定に当たっては、入院患者、外来患者及び取扱処方箋の数について、通常前年度の平均値を用いて計算するところ、震災の影響による入院患者数等の変動により、前年度の平均値を用いて計算した数値が、算定時点での病院の実情と大きく異なる場合には、医療従事者の人員配置について過度の負担をかけないように、復興推進計画区域内の病院については、実情に応じ、妥当な方法により計算された数を用いること。

具体的には、東日本大震災の影響により入院患者の数等が変動したことに伴い、前年度の平均値を用いて計算した配置すべき医療従事者の員数が現在の入院患者の数等に比して多く計算されてしまう場合、病院からの申し出により、直近3か月の平均値等を用いて計算した数値を配置標準とすること。

(2) 医療法施行規則附則第50条の特例

震災の影響により医師確保が困難な復興推進計画区域内の病院について、病院からの申請により、以下の条件を満たす場合、医師配置標準を通常の9割相当まで緩和してその定員を許可すること（最低数は3人）。なお、病院からの申請は復興推進計画期間内に行われる必要があることとし、許可の適用期間は3年間とする。

(イ) 救急時の連携体制の構築や患者の診療情報の共有化等適切な医療を提供するための取組を行うと認められる病院であること

(ロ) その所在する地域における医療提供施設の整備の状況等からみて、当該地域の医療を確保する上

で当該病院が不可欠であると認められること

- (ハ) 必要な医師を確保するための取組を行っているにもかかわらず、なお医師の確保が著しく困難な状況にあると認められる病院であること

6 その他復興推進事業の実施等による復興の円滑かつ迅速な推進に関し必要な事項

- (1) 県は、次のとおり本特例措置を適用する病院の医療提供状況等を把握し、そのうち必要な情報を関係省庁に提供するとともに、復興推進計画区域内の病院が適切な医療を提供できるよう必要な支援を行う。

(イ) 医療法施行規則第19条第3項の特例の適用を希望する病院は、東日本大震災の影響により入院患者の数等が変動した旨を示す資料として、例えば、前年度及び直近3か月の入院患者等の数を示す資料などを付けて県に申し出る。

(ロ) 医療法施行規則附則第50条の特例の適用を申請する病院は、当該病院が行う救急時の連携体制の構築や患者の診療情報の共有化等適切な医療を提供するための取組及び医師確保のための取組を示す資料を付けて県に申請する。許可を受けた病院は、毎年度、適切な医療を提供するための取組並びに医師確保の取組の実績及び医師充足率の状況を県に報告し、県は医療審議会に報告した上で必要に応じ適切に対処する。

(ハ) 県は、定期の立入検査において本特例措置を適用する病院の医療提供状況等を把握するとともに、必要な場合は資料提供等を求める。

- (2) 県内における医療提供体制を震災前の水準に回復させるとともに、回復までの間においても県民が必要な医療を受けられる体制を整えるための取組及び地域医療連携体制を構築・強化する取組として、本計画に定めるもののほか、以下の計画等に定める施設整備、医療従事者確保及び地域医療連携構築等のための各種ハード・ソフト事業を実施する。

- ① 宮城県震災復興計画（平成23年度～平成32年度）
- ② 地域医療復興の方向性（平成23年9月策定）
- ③ 第二期宮城県地域医療再生計画（平成23年度～平成25年度）
- ④ 宮城県地域医療復興計画（平成24年度～平成27年度）

【主な取り組み】 【 】内は上記計画の番号

I 医療提供体制を震災前の水準に回復させる取組

A 医療施設災害復旧事業，医療機関等復旧支援事業：東日本大震災により被災した医療機関（病院，医科診療所，歯科診療所及び薬局）に対し再開・復旧を支援する。（平成23年度～平成24年度，事業総額（地域医療再生計画分）28.5億円）【①，③】

B 自治体病院等の統合・再編等による医療資源の再配置

a 気仙沼医療圏

・気仙沼市立病院の移転新築：できる限り早期の移転新築を行うもの。新病院建設に際しては、地域の諸条件を考慮した上で、地域医療連携の強化，医師確保見通し，経営合理化等の観点から、病床数を減少する。（平成24年度～平成27年度，事業総額193億円）【②，④】

・公立志津川病院の新築：津波被害により全壊し，現在は外来機能を公立南三陸診療所，入院機能を公立志津川病院として登米市立よねやま診療所敷地内に移して対応しているところ，早期の統合，再建を行うもの。（平成25年度～平成27年度，事業総額60億円）【②，④】

b 石巻医療圏

- ・石巻赤十字病院の整備：救命救急センター，救急病棟，手術室，備蓄倉庫等の機能を拡充の上，50床程度を増床することとし，敷地内に病棟を増築する。（平成24年度～平成25年度，事業総額100億円）【②，③】
- ・石巻市立病院の移転新築：津波被害により全壊し，現在休止状態である石巻市立病院について，石巻赤十字病院との機能分化・連携強化により，石巻医療圏全体で切れ目のない医療提供体制を構築するため，立地場所，規模及び機能を検討の上，新病院を建設するもの。（平成24年度～平成27年度，事業総額99億円）【②，④】
- ・石巻市雄勝地区医療施設（仮称）の新築：津波被害により全壊し，現在休止状態である石巻市立雄勝病院について，現在，仮設により雄勝診療所を設置し診療を行っているが，今後の人口動態を見ながら無床診療所化を検討し，在宅医療分野の充実・強化を図る。（平成26年度～平成27年度，事業総額3.8億円）【④】
- ・石巻港湾病院の移転新築：津波により1階部分が浸水するなどの被害を受けた石巻港湾病院について，高台への移転を検討し，リハビリテーション科の機能強化，地域医療連携の強化により石巻医療圏における機能分化，連携強化を図る。（平成25年度～平成27年度，事業総額19億円）【④】

c 仙台医療圏

- ・基幹災害拠点病院（仙台医療センター）の機能強化（平成25年度～平成27年度，事業総額150億円）【④】
- ・特定機能病院（東北大学病院）の機能強化（平成25年度～平成27年度，事業総額65億円）【④】
- ・二次救急病院（宮城病院）の機能強化（平成24年度～平成27年度，事業総額29億円）【④】
- ・災害拠点病院（坂総合病院，東北厚生年金病院）の機能強化（平成25年度，事業総額3億円）【④】
- ・名取市休日夜間急患センターの拡充・整備（平成25年度～平成27年度，2.4億円）【④】

II 回復までの間に県民が必要な医療を受けられる体制を整えるための取組

- A 被災地の診療確保事業：医科・歯科の病院及び診療所が失われた地域において，仮設診療所を設置する。（平成23年度～平成25年度）【①】
- B 医療人材の確保（流出防止，招致含む）：被災地における医療復興を早期に実現するため，医師・看護師等の医療従事者を雇用する医療機関に対し助成する。（平成25年度～平成27年度，事業総額（地域医療再生計画分）30億円）【①，④】
- C 宮城県ドクターバンク事業：医師不足及び地域・診療科による偏在に対応し，地域医療を担う市町村立及び一部事務組合の自治体の自治体病院・診療所に勤務する医師を県が確保し，当該医療機関に配置する。（平成23年度～平成32年度）【①】

III 地域医療連携体制を構築・強化する取組

- A 医療福祉情報ネットワークシステムの構築：ICT技術を活用し，被害が甚大であった気仙沼，石巻，仙台医療圏を中心に，各種分野における医療連携が可能なシステムを構築する。（平成24年度～平成27年度，事業総額29億円）【①，④】

7 復興推進計画の期間

認定の日から平成29年3月31日まで

※ 宮城県震災復興計画は計画期間である10年間（平成32年度）を、復旧期（3年）、再生期（4年）、発展期（3年）の三期に区分しているが、第二期地域医療再生計画及び地域医療復興計画に位置付けた事業は、復旧期及び再生期前半における事業とされている。地域医療復興計画に位置付けされた事業（平成27年度まで）等の効果が配置標準の計算に反映されるのは平成29年度以降となるため、本計画の期間は平成28年度末までとする。

8 関係地方公共団体及び実施主体の意見聴取

東日本大震災復興特別区域法第4条第3項の規定に基づき、関係地方公共団体として、県内全35市町村（仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、岩沼市、登米市、栗原市、東松島市、大崎市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大和町、大郷町、富谷町、大衡村、色麻町、加美町、涌谷町、美里町、女川町、南三陸町）の意見を聴取した。また、関係団体として、社団法人宮城県医師会及び社団法人宮城県看護協会の意見を聴取した。

<意見の概要>

市町村・団体名	意見	反映状況
仙台市ほか35市町村、社団法人宮城県医師会	計画策定について支障ない。	参考扱い
社団法人宮城県看護協会	計画策定により支障があるか否かは、現在のところ分からない。	参考扱い

9 参考資料（東日本大震災による医療機関への影響等）

○ 人口及び世帯数の変化

応急仮設住宅（民間賃貸住宅を含む。）入居などの動向を反映し、相当の人口移動が生じている。

	人口 a H23.12 末	人口 b H23.2 末	a - b	世帯数 c H23.12 末	世帯数 d H23.2 末	c - d
県 計	2,310,533	2,331,251	▲20,718	918,194	915,193	3,001
仙南医療圏	183,374	184,018	▲644	65,685	65,162	523
仙台医療圏	1,465,688	1,464,844	844	621,911	615,553	6,358
大崎医療圏	212,322	212,412	▲90	72,434	71,605	829
栗原医療圏	75,760	76,414	▲654	24,694	24,612	82
登米医療圏	85,650	85,670	▲20	26,744	26,438	306
石巻医療圏	202,081	215,980	▲13,899	76,252	79,860	▲3,608
気仙沼医療圏	85,658	91,913	▲6,255	30,474	31,963	▲1,489

○ 医療機関の再開状況

医療機関の再開割合は石巻医療圏で8割台、気仙沼医療圏で7割台に止まるなど、いまだに医療機能の回復が進んでいない。

	震災前の医療機関数 a	廃止届 b	休止届 c	休止状態 d	休廃止計 e=b+c+d	再開の割合 (a-e)/a	移転・仮設再開 f
県 計	2,825	55	28	7	90	97%	45
石巻医療圏	227	17	10	2	29	87%	16
気仙沼医療圏	82	15	7	3	25	70%	11
仙台医療圏	1,942	23	11	0	36	98%	17

平成 24 年 1 月 県調べ

○ 病院の医療従事者の状況

今後、約 15% の病院で医師・看護師の必要数を確保できない可能性がある。

	病院数	平成 24 年度中に配置標準を下回る可能性		
		医師	看護師	薬剤師
県 計	145	22 15.2%	21 14.5%	11 7.6%
仙南医療圏	13	0	3	0
仙台医療圏	81	5	9	3
大崎医療圏	22	4	3	2
栗原医療圏	5	2	1	0
登米医療圏	6	3	1	2
石巻医療圏	12	3	1	1
気仙沼医療圏	6	5	3	3

平成 24 年 2 月 県調査：145 病院アンケート，回答数 103 病院

○ 病院の入院受け入れの状況

震災後、入院患者の増加に約 25% の病院が定員超過等に対応。一部では、定員超過等での受入を継続している。

	震災以降	2 月時点
定員超過	36 24.8%	8 5.5%
病室以外	17 11.7%	5 3.4%
病床種別に 関わらない	10 6.9%	1 0.7%

平成 24 年 2 月 県調査：145 病院アンケート，
回答数 103 病院

復興推進計画区域（医療復興推進事業）



【薬局等整備事業】

1 復興推進計画の区域

宮城県沿岸部の7市7町（石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亶理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町）及び内陸部において応急仮設住宅が建設されている1市2町（登米市、大郷町、美里町）。

2 復興推進計画の目標

東日本大震災により、宮城県内の薬局等は沿岸部を中心に甚大な被害を受けた。現在も沿岸部では営業を再開できない薬局等がみられ、居住している付近の薬局等の復旧が不十分な状況に置かれている住民がいる。

一方で、内陸部においても入居した仮設住宅付近に薬局等がない状況に置かれている住民もいる。

このため、沿岸部の薬局等の再開へ向けた活動及び沿岸部や仮設住宅近郊等への薬局等の開設を推進することにより、薬局等を整備し、病院・診療所から処方せんを交付された場合や一般用医薬品を入手したい場合に、遠方の薬局等まで出向くことによる住民の肉体的・経済的負担を軽減するとともに、住民個々のニーズに応じた医薬品を供給することが困難な状況を改善する。

3 目標を達成するために推進しようとする取組の内容

事業者が薬局等を開設するにあたり、現行の制度では薬局等構造設備規則（昭和36年厚生省令第2号）において面積等の構造設備に関する基準が定められているため、応急的にプレハブ店舗等を用いた面積規定を満たさない小規模な施設での許可を取得することができない。被災地等において通常規模での開設はさまざまな面で事業者の負担等が大きく、被災施設の営業再開及び住民のニーズにあわせた場所での開設の妨げとなっている。このため、薬局等構造設備規則の面積規定等を緩和することで事業者の負担等を軽減し、当該地域での薬局開設等を促進させ、住民の負担を軽減させる。

沿岸部市町内においては、被災した薬局等を新築又は改築により再開しようとする者及び被災地において新たに薬局等を始めようとする者を対象に特例措置を適用し、沿岸部市町内の薬局等の開設を推進する。

また、県内に404団地建設されている仮設住宅近郊において、新たに薬局等を始めようとする者を対象に特例措置を適用し、仮設住宅周辺への薬局等の開設を推進し住民の利便性を高める。

4 目標を達成するために実施し又はその実施を推進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項

(1) 実施主体

宮城県

(2) 想定される事業対象者

- 沿岸部7市7町（石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亶理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町）において、被災した薬局等を新築改築等し再開しようとする者及び新たに薬局開設又は店舗販売業許可を取得しようとする者。
- 内陸部1市2町（登米市、大郷町、美里町）の応急仮設住宅近郊において、新たに薬局開設又は店舗販売業許可を取得しようとする者。

(3) 事業の内容

当該事業対象者が整備する薬局等で、薬局等構造設備規則に定める面積に関する基準を満たさないもののうち、知事が本計画の目標の達成に資すると認め、かつ、保健衛生上支障を生ずるおそれがない

いと認めるものについては、「厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第二条第四項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める命令」に基づく規制の特例措置により、薬局等構造設備規則に定める面積等の構造設備に関する基準の一部を適用しないものとする。

5 特別措置が講ぜられる法令等の名称及び条項

- ・ 事業対象となる薬局について、薬局等構造設備規則第1条第1項第3号、第8号イ、第9号ロ及び第10号ハの規定を適用しない。
- ・ 事業対象となる店舗販売業の店舗について、薬局等構造設備規則第2条第3号、第8号ロ及び第9号ロの規定を適用しない。

6 復興推進計画期間

認定の日から平成29年3月31日まで

7 関係地方公共団体の意見聴取

本事業計画の作成に際し、法第4条第3項に基づき、関係地方公共団体として、沿岸部及び内陸部において応急仮設住宅が建設されている県内9市9町（仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、登米市、東松島市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、大郷町、美里町、女川町、南三陸町）の意見を聴取した。

関係地方公共団体からの意見内容		
市町名	回答	理由
仙台市	×	本事業は、沿岸部の薬局等再開促進や住民の肉体的・経済的負担の軽減を目的としているが、本市においては、沿岸部の薬局はすでに再開し、また仮設住宅付近にも薬局が存在しており、医薬品供給が不十分な状況下にはないため、本市を薬局等整備事業対象区域に含める必要性はないものとする。面積基準を満たさない薬局が設置されることにより、安全な医薬品提供の確保及び既存店舗との公平性に懸念があることから、本市を対象区域に含めることには支障がある。
石巻市	○	
塩竈市	○	
気仙沼市	○	
名取市	○	
多賀城市	○	
岩沼市	○	
東松島市	○	
亘理町	○	
山元町	○	
松島町	○	
七ヶ浜町	○	
利府町	○	
女川町	○	
南三陸町	○	
登米市	○	
大郷町	○	
美里町	○	
○:薬局等整備事業に関して支障あり ×:薬局等整備事業に関して支障なし		

8 参考資料（宮城県内の薬局等の復旧等状況）

【薬局】

平成23年3月11日時点において、宮城県内には1108施設の薬局が開設されていたが、東日本大震災の影響により305件（全壊67件、半壊46件、一部損壊192件）の薬局が被害を受けた。平成24年1月18日時点においても、震災の影響により閉店等した薬局（仙台市を除く）の再開割合が未だ40%程度の状況となっている。特に沿岸部にある塩釜保健所岩沼支所管内薬局の再開割合は0%、石巻保健所管内薬局の再開割合は約17%、気仙沼保健所管内薬局の再開割合は約26%と、沿岸部での薬局の再開が進んでいない状況にあり、薬局の整備の推進が望まれる状況にある。

【店舗販売業の店舗】

平成23年3月11日時点において、宮城県内（仙台市内を除く）には241の店舗販売業の店舗（みなしを含む）が営業していたが、東日本大震災の影響により39店舗が廃止、7店舗が休止状態となった。平成24年1月31日時点で震災の影響により閉店等した店舗の再開割合は未だ50%の状況となっている。また、廃休止状態となった店舗は沿岸市町内に集中しており（廃止38店舗、休止7店舗）、沿岸市町内に対する店舗販売業の店舗の整備の推進が望まれる状況にある。

【仮設住宅周辺】

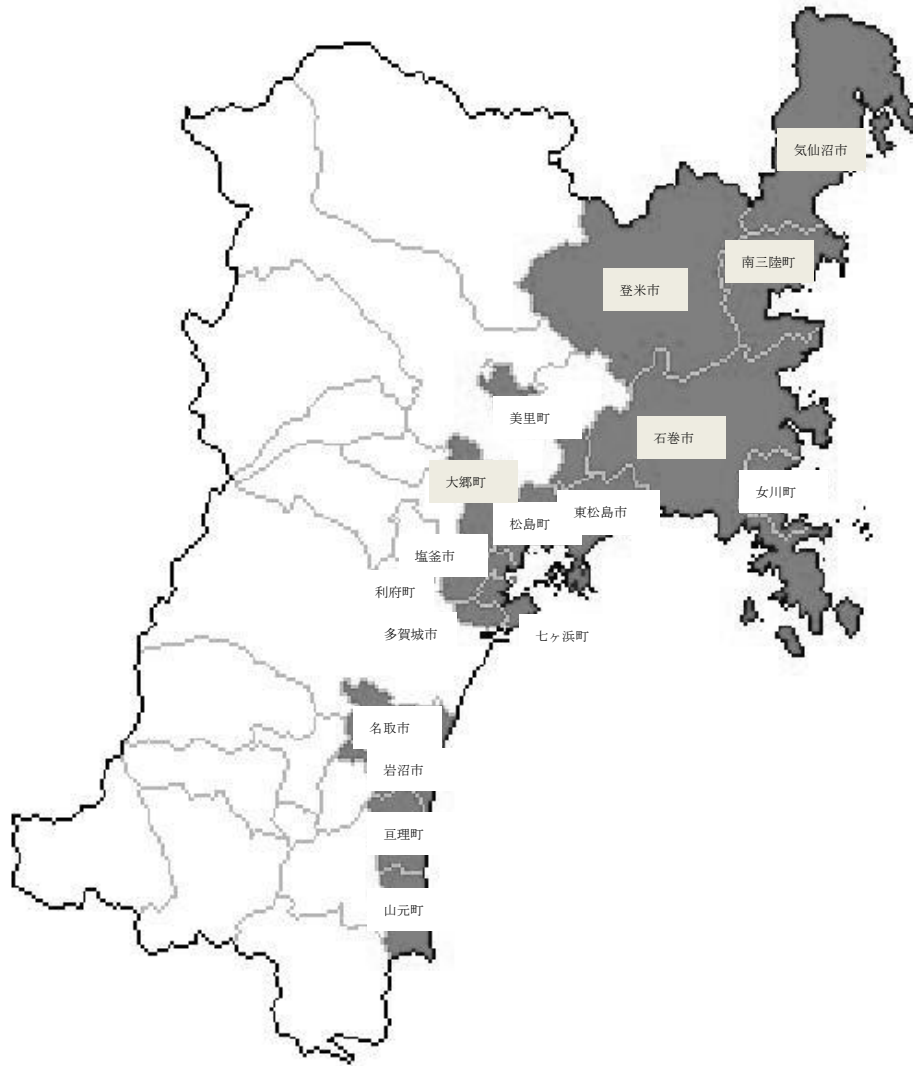
東日本大震災により宮城県内の住宅は全壊83,852棟、半壊138,236棟となっており、全半壊数が全国の被害総数の約60%相当の被害を受けた。これにより、406団地22,095戸の宮城県応急仮設住宅が整備されている。

沿岸市町内の仮設住宅の中には、津波の浸水を免れた高台等に建設されているが、周辺は壊滅的な被害を受けているなど薬局等が整備されていない状況がみられる。同一市町内においても、世帯数の多い仮設住宅周辺には薬局が開設されたがその他の地域には薬局等がない、再開した薬局等の店舗が一部地域に集中しているためその他の地域では薬局等が整備されていないなど住民個々のニーズに応じた医薬品を譲受することが困難な状況がみられる。また、薬局等がない離島に仮設住宅が建設されたため、住民が医薬品を購入等するためには1日数便の市営定期船等で本土まで行かなくてはならない状況もみられる。

一方で、内陸市町内に建設された仮設住宅においても、徒歩圏内に薬局等が整備されていないうえに公共交通の便も悪いといった状況がみられる。

食品や生活必需品については、移動販売車等を利用し購入している例もみられるが、医薬品に関しては移動販売車での販売等は困難である。また、高齢者の単身世帯や地域の高齢化率が30%を超えている状況もみられ、仮設住宅周辺への薬局等の整備が望まれる。

復興推進計画区域（薬局等整備事業）



【医療機器製造販売業等促進事業】

1 復興推進計画の区域

宮城県全域。

2 復興推進計画の目標

復興推進計画の区域内において、医療機器（薬事法（昭和35年法律第145号）第2条第4項に規定する医療機器をいう。以下同じ。）の製造販売業者（同法第12条第1項の許可を受けた者をいう。以下同じ。）及び製造業者（同法第13条第1項の許可を受けた者をいう。以下同じ。）の事業の開始を促進し、雇用機会の創出その他復興を円滑かつ迅速に推進する。

3 目標を達成するために推進しようとする取組の内容

医療機器の製造販売業者の総括製造販売責任者（同法第17条第2項の総括製造販売責任者をいう。）及び製造業の責任技術者（同法第17条第5項の責任技術者をいう。）の資格要件の一つである実務経験の要件に関する基準について、医療機器の品質管理上、保健衛生上等の観点から薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号）に定める基準に相当する基準を定め、それを満たした者が上記の責任者となることのできる措置をとる。

4 目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項

- （1）厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第2条第4項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業を定める命令（以下「復興特区命令」という。）第2条第1項の事業（医療機器製造販売業等促進事業）

ア 事業実施主体

宮城県

イ 事業内容

復興推進計画の区域内において雇用機会の創出その他復興の円滑かつ迅速な推進のため、必要な医療機器の製造販売業者及び製造業者の事業の開始の促進に必要な許可基準の緩和を行う。

ウ 特例措置が講ぜられる法令等の名称及び条項

- ①薬事法施行規則第85条第3項第1号
- ②薬事法施行規則第85条第4項第1号
- ③薬事法施行規則第91条第3項第2号
- ④薬事法施行規則第91条第4項第2号

5 復興推進事業ごとの特別の措置の内容

- （1）復興特区命令第2条第1項の事業

ア 薬事法施行規則第85条第3項第1号中「修了した後、医薬品又は医療機器の品質管理又は製造販売後安全管理に関する業務に三年以上従事した者」とあるのを「修了した後、県知事又は県知事から委託を受けた者が実施する医療機器の総括製造販売責任者及び責任技術者になろうとする者に対する特別講習を修了した者」とする。

なお、特別講習については、平成24年1月30日付け「復興特別区域における「医療機器製造販売業等促進事業」に係る総括製造販売責任者等の基準について（通知）」（薬食審査発0130第1号、薬食安発0130第1号厚生労働省医薬食品局審査管理課長・安全対策課長通知（以下「課長通知」という。））の内容を基に実施する。

イ 薬事法施行規則第85条第4項第1号中「修得した後、医薬品等の品質管理又は製造販売後安全管理

に関する業務に三年以上従事した者」とあるのを「修得した後、県知事又は県知事から委託を受けた者が実施する医療機器の総括製造販売責任者及び責任技術者になろうとする者に対する特別講習を修了した者」とする。なお、特別講習については、課長通知の内容を基に実施する。

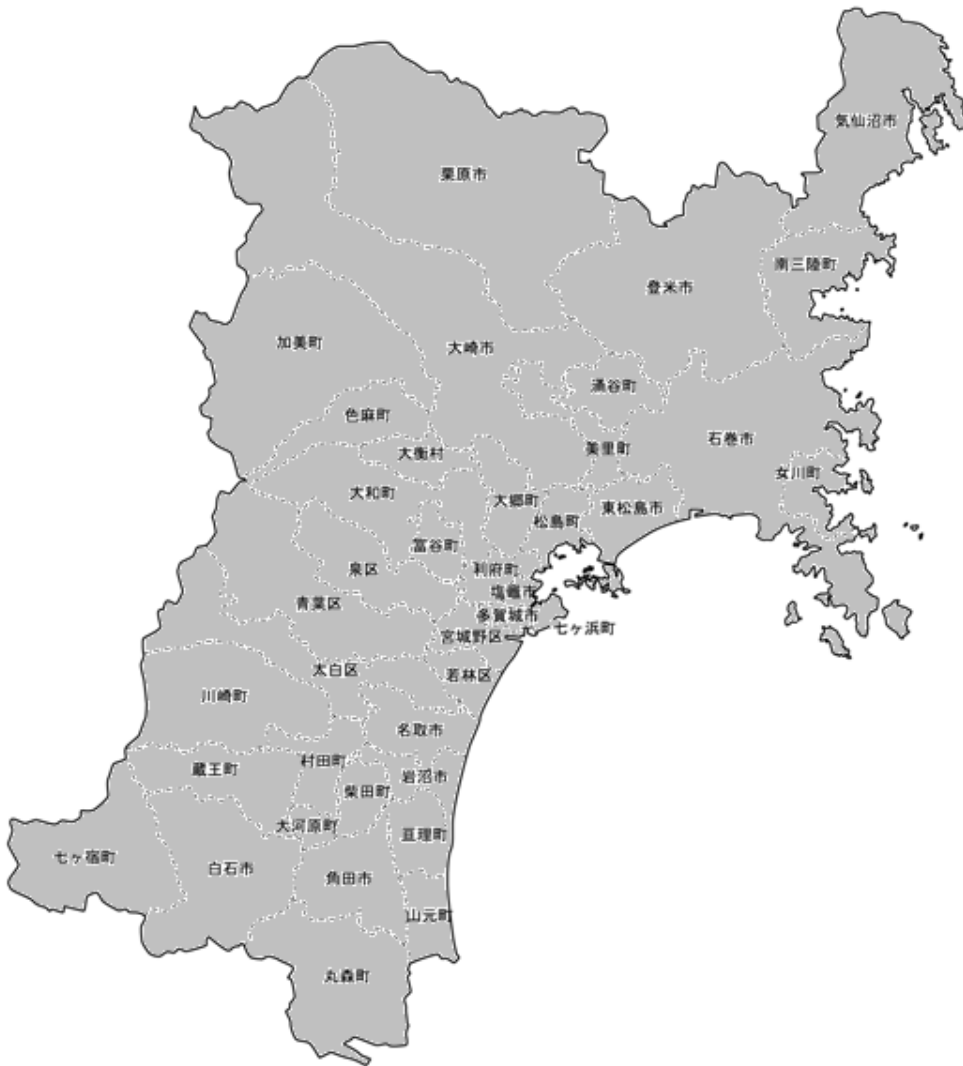
ウ 薬事法施行規則第91条第3項第2号中「修了した後、医療機器の製造に関する業務に三年以上従事した者」とあるのを「修了した後、県知事又は県知事から委託を受けた者が実施する医療機器の総括製造販売責任者及び責任技術者になろうとする者に対する特別講習を修了した者」とする。なお、特別講習については、課長通知の内容を基に実施する。

エ 薬事法施行規則第91条第4項第2号中「修得した後、医療機器の製造に関する業務に三年以上従事した者」とあるのを「修得した後、県知事又は県知事から委託を受けた者が実施する医療機器の総括製造販売責任者及び責任技術者になろうとする者に対する特別講習を修了した者」とする。なお、特別講習については、課長通知の内容を基に実施する。

6 復興推進計画の期間

認定の日から平成29年3月31日まで。

復興推進計画区域（医療機器製造販売業等促進事業）



【高齢者福祉復興推進事業】

1 復興推進計画の区域

宮城県の沿岸 15 市町（仙台市、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町）とする。ただし、本計画に掲げる復興推進事業のうち、指定介護老人福祉施設等整備及び介護老人保健施設等整備については、仙台市を除く。また、指定（介護予防）訪問リハビリテーション事業所整備については、令和 2 年 4 月 1 日以後は、気仙沼市とする。

2 復興推進計画の目標

未曾有の大震災は、かけがえのない大切な人々、築き上げてきた豊かな県土を一瞬にして奪った。特に、沿岸地方では、在宅の高齢者が多数亡くなり、多くの介護施設や事業所が全壊・水没、入所者や職員の方々が犠牲になっている。他の施設に避難された方々、仮設住宅や民間賃貸住宅で暮らす方々、被災した自宅に戻った方々のためにも、一日も早い在宅サービスや施設サービス等の充実が求められている状況にある。

このため、平成 23 年 10 月 19 日に策定された「宮城県震災復興計画」とともに、平成 24 年 3 月策定予定の「第 5 期みやぎ高齢者元気プラン」を高齢者福祉復興の基本に位置づけ、宮城県内の高齢者福祉の復旧と再生、さらなる発展をめざして取り組んでいくこととする。

具体的には、「宮城県震災復興計画」における復旧期（H23～H25）再生期（H26～H29）発展期（H30～H32）の各計画期間のうち、再生期までの期間において、みなで支えあう地域づくり、地域包括ケアシステムの構築を進めるとともに、在宅サービス・施設サービスを復旧・充実し、被災地の新たなまちづくりを支援することにより発展期へつなげることとする。

- 1 在宅、仮設住宅の被災高齢者への支援
- 2 地域包括ケアシステムの整備、地域コミュニティの構築
- 3 在宅サービスの確保、施設サービスの整備

3 目標を達成するために推進しようとする取組の内容

在宅、仮設住宅、施設等で生活する高齢者が、継続してサービスを受けられ、安心して生活できるよう、指定（介護予防）訪問リハビリテーション事業所、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設における事業継続を支援するとともに、新たな事業所、施設整備を推進する。

4 目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項

（1）指定（介護予防）訪問リハビリテーション事業所整備

- ① 実施主体
宮城県
- ② 事業内容

当該計画区域内に開設しようとする指定（介護予防）訪問リハビリテーション事業所であって、病院若しくは診療所又は介護老人保健施設との密接な連携を確保し、指定（介護予防）訪問リハビリテーションを適切に行うと知事が認めるものについては、病院、診療所及び介護老人保健施設以外でも事業所の設置を可能とする。

なお、当該事業申請者は、病院若しくは診療所又は介護老人保健施設との密接な連携を確保することを前提とする指定（介護予防）訪問リハビリテーション事業所整備計画（職員配置、施設設備、医療機関等との連携方法及び事業の安全性に関する事項を記載したもの）を提出するものとする。

（2）指定介護老人福祉施設等整備

① 実施主体

宮城県（地域密着型介護老人福祉施設にあっては、当該復興推進計画区域の市町）

② 事業内容

当該計画区域内に既に開設している又は新たに開設しようとする指定介護老人福祉施設等であって、病院、診療所若しくは介護老人保健施設又は他の介護老人福祉施設等との密接な連携を確保し、入所者に対する健康管理及び療養上の世話を適切に行うと知事（地域密着型介護老人福祉施設の場合にあっては市町長）が認めるものについては、医師を配置しないことを可能とする。

なお、当該事業申請者は、病院、診療所若しくは介護老人保健施設又は他の介護老人福祉施設等との密接な連携を確保することを前提とする指定介護老人福祉施設等整備計画（医師の配置、医療機関等との連携方法及び事業の安全性に関する事項を記載したもの）を提出するものとする。

(3) 介護老人保健施設整備

① 実施主体

宮城県

② 事業内容

当該計画区域内に既に開設している又は新たに開設しようとする介護老人保健施設であって、病院又は診療所との密接な連携を確保し、入所者に対する看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を適切に行うと知事が認めるものについては、医師の配置基準の緩和を可能とする。

なお、当該事業申請者は、病院又は診療所との密接な連携を確保することを前提とする介護老人保健施設整備計画（医師の配置、医療機関等との連携方法及び事業の安全性に関する事項を記載したもの）を提出するものとする。

5 特例措置が講ぜられる法令等の名称及び条項

(1) 指定（介護予防）訪問リハビリテーション事業所整備

- ・指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）第 77 条第 1 項
- ・指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号）第 80 条第 1 項

(2) 指定介護老人福祉施設等整備

- ・指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 39 号）第 2 条第 1 項
- ・特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 46 号）第 12 条第 1 項又は第 56 条第 1 項
- ・指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）第 131 条第 1 項

(3) 介護老人保健施設整備

- ・介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 40 号）第 2 条第 1 項第 1 号

6 当該復興推進計画の実施が当該復興推進計画の推進区域における復興の円滑かつ迅速な推進と再生に寄与するものである旨の説明

この計画により、医師の確保が緊急課題となっている介護老人保健施設等の事業が維持されるとともに、指定（介護予防）訪問リハビリテーション事業所の設置が促進されるなど、被災市町において、高齢者の介護サービスが維持・確保され、支援が必要な高齢者が安心して生活できる基盤づくりが進む。ひいては、地域包括ケアシステムの構築に結びつき、被災地の新たなまちづくりに寄与することが期待される。

7 計画期間

認定の日から平成 29 年 3 月末まで（ただし、4（1）については令和 4 年 3 月末までとする。）

8 関係地方公共団体及び実施主体の意見聴取

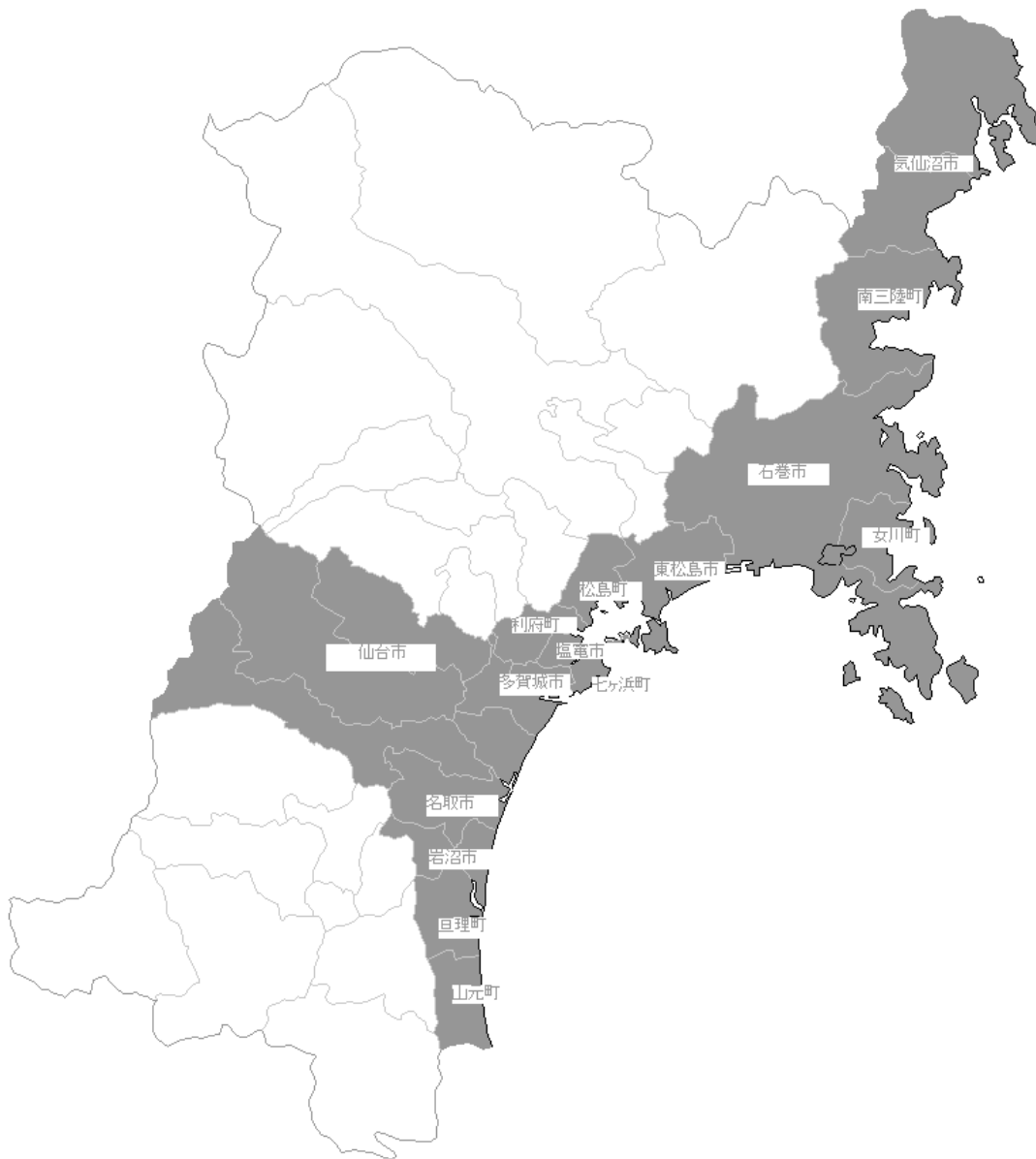
本計画の策定に際し、法第 4 条第 3 項に基づき、関係地方公共団体として県内 35 市町村に、また関係団体として、宮城県老人保健施設連絡協議会、宮城県老人福祉施設協議会、仙台市老人福祉施設協議会の意見を聴取した結果、すべての市町村及び関係団体より支障ない旨の回答を得ている。

9 その他

- ・県は、4（1）に係る事業所について、令和 2 年 4 月 1 日以後は新たな整備を認めないこととするとともに、関係諸機関を集めた検討会を定期的を開催することにより同日時点で開設されている事業所が令和 4 年 3 月末までに確実に終了するよう進捗を管理するものとする。
- ・県及び気仙沼市は、4（1）に係る事業所について、令和 4 年 3 月までの訪問看護ステーションへの移行が確実に進むよう看護師等の介護人材確保に活用可能な施策（ナースセンター事業や介護マンパワー確保対策事業等）を実施する。
- ・県は、4（1）に係る事業所が所在する自治体において、指定（介護予防）訪問リハビリテーション事業所が計画的に整備されるよう、関係地方公共団体との連携に努めることとする。

復興推進計画区域

(高齢者福祉復興推進事業のうち指定(介護予防)訪問リハビリテーション事業所整備)



※令和2年4月1日以後は、気仙沼市のみ。

復興推進計画区域

(高齢者福祉復興推進事業のうち

指定介護老人福祉施設等整備及び介護老人保健施設等整備)

